

【参考資料】

本部広報2017-27 2017年7月14日

現在の自動車税制 (2017年度)

※エコカー減税等適用外の自家用乗用車の場合 (軽自動車税を除く)

				1 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T
段階	税目	国/地方税	税の使途	現行の税率
取得(購入)	自動車取得税	地方税	道路整備の特定財源だったが、 一般財源化された	3%
	消費税	国税·地方税	一般財源	8%
保有,	自動車重量税	国税	道路整備の特定財源だったが、 一般財源化された	4. 100円/0.5t/年
				車齢13年超の車両 5, 700円/0.5t/年
				車齢18年超の車両 6, 300円/0.5t/年
	自動車税	地方税	一般財源	排気量に応じ課税 29,500~111,000円/年
	軽自動車税	地方税	一般財源	10, 800円/年
使用(走行)	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	国税	道路整備の特定財源だったが、 一般財源化された	53.8円/ℓ
	軽油引取税	地方税	道路整備の特定財源だったが、 一般財源化された	32. 1円/ℓ
	石油ガス税	国税	道路整備の特定財源だったが、 一般財源化された	17. 5円/kg
	消費税	国税・地方税	一般財源	8%

このリリースへの問い合わせは以下までお願いします。

一般社団法人 日本自動車連盟 広報部

Tel: 03 (3578) 4920 Fax: 03 (3578) 4912

E-Mail:koho@jaf.or.jp URL: http://www.jaf.or.jp/ 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館